

第763回栃木県選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和6年9月10日（火） 午後2時00分から午後3時10分まで

2 場 所 県庁本館8階会議室4

3 出席者 委員長 金田 尊 男
委員 青田 賢 之
委員 松永 安優美
委員 杉田 明 子
書記長 佐瀬 学
書記長代理 大根田 守
選挙係長 吉澤 滋
係長 松本 祥太郎
書記 店網 有 哉

4 付議事件

(1) 議題

議案第1号 栃木県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について

議案第2号 栃木県知事選挙における選挙会の場所及び日時について

議案第3号 栃木県知事選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について

議案第4号 栃木県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について

議案第5号 栃木県知事選挙における候補者の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について

議案第6号 栃木県知事選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について

議案第7号 栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について

議案第8号 栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について

議案第9号 栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙会の場所及び日時について

議案第10号 栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について

議案第11号 栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について

議案第12号 栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画について

議案第13号 無効投票に係る対応について（栃木県選挙等執行規程の一部改正について）

議案第14号 栃木県選挙管理委員会規程の一部改正について

議案第15号 栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程の制定について

議案第16号 栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領の制定について

(2) 報告事項

ア 栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における選挙公報発行計画について

イ 令和5年4月23日執行小山市議会議員選挙における当選無効裁決取消請求事件に係る最高裁判決について

ウ 選挙人名簿の定時登録について

- エ 在外選挙人名簿登録者数について
- オ その他

5 会議内容

委員長は、開会を宣し、直ちに会議に入る旨述べた。

議題

議案第1号「栃木県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について」

議案第7号「栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について」

書記長は、議案第1号及び第7号は、栃木県知事選挙の選挙長及び栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙の選挙長に金田委員長を選任するものであり、自己に関係する事件に該当し、地方自治法第189条第2項により、原則として、その会議に出席し、議事や採決に加わることはできないが、委員会の同意によって、会議に出席し、発言することはできる旨説明した。

委員長は、議案第1号及び第7号について、委員長が出席し意見を述べることに同意するか否かを採決する旨述べ、各委員に意見を求めたところ意見はなく、各委員に諮ったところ異議がないので、議案第1号及び第7号については、委員長は会議に出席するが採決に参加しない旨述べ、その議事の進行を職務代理者である青田委員が行う旨述べ、議案第1号及び第7号について、事務局に説明を求めた。

書記長は、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

青田委員は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第2号「栃木県知事選挙における選挙会の場所及び日時について」

議案第3号「栃木県知事選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について」

議案第4号「栃木県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について」

議案第5号「栃木県知事選挙における候補者の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について」

議案第6号「栃木県知事選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について」

書記長は、知事選挙の告示事項等についてお諮りするものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、ポスター掲示場の減少協議について、今までの選挙でも同様の数を減少させていたのか、また日光市の減少数が多い理由は山間部の面積が大きいからか事務局に問うた。

選挙係長は、今までの選挙でも同様の数を協議により減少させている旨述べた。また、日光市については、山間部が多いため減少数も多い旨述べた。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第8号「栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について」

議案第9号「栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙会の場所及び日時について」

議案第10号「栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について」

議案第11号「栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について」

書記長は、県議会議員補欠選挙の告示事項等についてお諮りするものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第12号「栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画について」

書記長は、知事選挙及び県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画についてお諮りするものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、衆議院議員総選挙との関係で、県知事選挙等の期日が1週間早まった場合は、この計画の日程も1週間前倒しとなるということか事務局に問うた。

選挙係長は、そのとおりである旨述べた。

委員長は、投票率の低下が問題となっている中で、特に力を入れている事業があれば説明してほしい旨述べた。

選挙係長は、特に若年層に向けた選挙期日周知動画のターゲティング広告を重視している旨述べた。また高校校内放送や選挙啓発サポーターと連携した啓発についても取り組んでいきたい旨述べた。

委員長は、衆議院議員総選挙と県知事選挙の時期が近接した場合には可能な限り一体的に啓発ができると良い旨述べた。

青田委員は、若年層等に受けるような啓発動画を考える必要がある旨述べた。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第13号「無効投票に係る対応について（栃木県選挙等執行規程の一部改正について）」

書記長は、他事記載が無効となることを周知するために栃木県選挙等執行規程を一部改正するものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

松永委員は、改正後様式の※の部分をもっと大きくするなど、目立つようにすることはできるのか事務局に問うた。

選挙係長は、氏名掲示表は市町選挙管理委員会で作成するものであるので、文字の大きさや太さについて指示することはできる旨述べた。

青田委員は、掲示の仕方については将来的には議論されるべきことであると考える旨述べた。

杉田委員は、無効投票はできる限りない方が良いので、そのためにできることを考えていきたい旨述べた。

委員長は、周知ポスターについては投票記載場所のできるだけ近くに掲示してもらい、氏名掲示表の注意書きについては文字を大きくするなど目立つよう工夫をすることを市町選挙管理委員会にお願いしたい旨述べた。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第14号「栃木県選挙管理委員会規程の一部改正について」

議案第15号「栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程の制定について」

議案第16号「栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領の制定について」

書記長は、本件について7月に協議をさせていただいたが、法規部局の審査が終了したため今回お諮りするものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

報告事項

ア「栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における選挙公報発行計画について」

書記長は、本件について詳細は選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、公職選挙法第170条第1項で選挙公報は選挙期日の2日前までに配布しなければならないと定められているが、これは期日前投票が一般化される前の規定か事務局に問うた。

選挙係長は、そのとおりである旨述べた。

委員長は、知事選挙については11月1日の期日前投票が始まる時点では、選挙公報の原稿を締め切ってすらおらず、戦後にできた公選法が今の時代に合っていないと感じる旨述べた。そのため、ホームページやSNSを使って選挙公報の周知を今以上に行う必要があり、市町の選挙管理委員会とともに考えなくてはならない旨述べた。

委員長は、公選法第167条第1項において選挙公報を1回発行しなければならないと規定されている一方、第168条第1項では掲載を受けようとするときは文書で申請しなければならないと規定されており、掲載の申請をしない候補者が存在した場合はどうなるのか事務局に問うた。

選挙係長は、実例判例等から掲載期限までに文書で選挙管理委員会に申請がない場合は、掲載されないと考えられる旨述べた。

委員長は、第167条を読む限り申請の有無に関わらず掲載しなければいけないように考えられるので調べてほしい旨述べた。

イ「令和5年4月23日執行小山市議会議員選挙における当選無効裁決取消請求事件に係る最高裁判決について」

書記長は、本件について詳細は選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、小山市選挙管理委員会では更正の選挙会を実施したのか事務局に問うた。

選挙係長は、9月6日（金）の19時に選挙会を実施した旨述べた。

ウ「選挙人名簿の定時登録について」

エ「在外選挙人名簿登録者数について」

書記長は、資料に基づき説明した。

委員長は、各委員に質疑を確認したが、質疑はなかった。

オ「その他」

書記長は、次回委員会の日程について、10月委員会は令和6年10月23日（水）午後2時から、11月委員会は令和6年11月20日（水）午後2時からとしたい旨述べ、了承された。

委員長は、本日の委員会の議事は全て終了したことを述べ、会議の閉会を宣した。